

月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、週休2日の普及に向けた効果、課題を把握するため月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

（月2回土日完全週休2日制の定義）

第2条 現場着手日から工事完成報告書の提出日までを対象期間として、原則、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日を工事現場休工期とし、かつ4週8休以上（現場閉所日数 / 対象期間日数 = 28.5%以上）現場閉所する。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により休日を別の日への振替可能とする。

（対象工事）

第3条 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）の試行は、土木一式工事で公告する案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

対象期間が、30日未満の工事

港湾等工事（積算基準（港湾関係編）適用工事）

なじまない工事

- ・災害復旧工事など早急に工事を完成する必要がある工事
- ・供用時期が決められている、湧水期施工を求められているなど工期の制約がある工事
- ・その他、発注者が月2回土日完全週休2日制試行工事として実施することが困難と判断した工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

（経費の計上）

第5条 月2回土日完全週休2日制に関する経費は、別紙1「積算方法」に基づき変更契約で計上する。

(アンケートの送付)

第6条 試行工事の検証を行うため、受注者より提出されたアンケートは工事完成次第公共事業運営課に送付する。

(工事成績評価における評価)

第7条 月2回土日完全週休2日かつ4週8休以上が実施できた場合、創意工夫の評価(監督員)における【安全衛生】において加点評価する。

なお、受注者の責により、月2回土日完全週休2日を実施したものの、4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合でも、工事成績評価の減点は行わない。

附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別紙1「積算方法」

対象期間中において、月2回土日完全週休2日かつ4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）の現場閉所を達成できた場合、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて補正する。

なお、現場閉所日数は、あらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日のほか、天候（降雨・降雪等）により休工した日も現場閉所日数としてカウントする。

- 1 「準備期間」_、「後片付け期間」_、「夏季休暇（3日間）」_、「年未年始休暇（6日間）」_、「工場製作のみの期間」_、「工事事故等による不稼働期間」_、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」_、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。
- 2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

【補正係数】

- ・労務費 : 1.05
- ・機械経費（賃料）: 1.04
- ・共通仮設費率 : 1.04
- ・現場管理費率 : 1.06